

幕末明治の写真師列伝 第二百二十七回 宮下欽 その四十五

「七月廿一日 晴天 八十九度半

一、(前略) ○宮下、江幡氏へ行、過日より金子借用致し度旨頼ミ合致置処、江幡氏二而借用金子之世話被下候二附而ハ、引当之證書可差出之由なり、則可書入之下案先方ヲ持参致、宮下證書認メ
(註：したため) 先方へ持参し其證文之表、左二記ス、
[金子借用證文書之事]

金子借用證文書之事

一、金五拾円

右之金子借用致候美正也、返済之儀者

金壹圓二付銀五厘之利足(息)相添、来八月三十一日

限、無相相違返済可致候萬一返済相滞候ハ、

別紙引当建家差出可申候、為後證別紙

相添一札如件、

明治六年七月日

引当證書之事

一、第四大区六小区池ノ端仲町七番地

一、建家 一ヶ所

此坪

但互ニ建具造作悉皆附属

右者今般別紙證書之通、金子借用致候二付、為引当差出候処美正也、仍而(よつて) 為後證之如件、

年号月日 借主

右地所差配人

深尾吉真殿

右金子借用之證書、江幡氏へ宮下持参致、證人之御印形押被下度様頼ミ合ス、夫ヨリ又

建家一ヶ所引当テ之證書ハ、当地所差配人万蔵殿方へ持参之印形押致候様頼ミ合ス、右両所ニ而印形押致候證文二通、是ヲ裏猿楽町五番地之内ニて深尾吉真殿方へ證書差出し置、書面之金五拾円借用致し、宮下午後第五時帰ル、同第六時方宮下国元へ出立用意之両掛ケ買入として私用ニ外出致し、同第七時頃帰ル、

(書付一紙挿入)

「裏猿楽町五番地 吉岡良邦(註1)」

(附箋一枚挿入)

「温度ニ付此時代は普通ニハ余り寒暖計は見受ませんでした。是は写真薬品調合に余程関係ありと聞きました。」

「七月廿二日 天気 八十九度

一、午前第七時半宮下私用ニ外出ス、直ニ帰ル、
(中略)

○正午過宮下氏外出致し、午後第七時半頃帰ル、(後略)」

「七月廿三日 天気 午前八十五度 午後八十七度

一、午前第十時半宮下用事外出ス、同第十一時帰ル、(後略)」

「七月廿四日 天気 八十八度

一、午前第七時頃、岩松ヨリ遣人來ル、宮下頼置候ハヒール入ルフリキ(ブリキ) 鉄筒破レ、一本長キヲ短ク切詰、ソゴ入替持参

ス、無程帰ル、(中略) ○午後第三時半頃、大山電信局へ返事頼ニ行、用向之趣、宮下書附ニ致し大山持参し、其表左ニ記ス、
[横山松三郎宛電信書写]

(後略)」

「七月廿六日 天気 正午八十九度

一、午前第九時指物師銀二郎來ル、無程帰ル、同第十時前宮下外出致し、○午後第二時玉松來ル、外ニ四人連れ來ル、宮下ニ約定致し候上方之名所旧跡見度趣、宮下留守ニ付無程帰ル、(中略) 午後第四時半頃宮下帰ル、(中略) ○今日宮下、国元へ持参之薬品機械等荷物、信州松代江仕送り、」

「七月廿七日 天気 八十八度半

一、(前略) ○従西京先生ヨリ郵便來ル、其表左ニ記し、
[通天楼宛横山松三郎書簡書写]

一、先日伝言ニテ申送候得共、一向返事モ無之、其後書状モ差出し候得共返書モ無シ、只宮下帰国之事而已(のみ) ニテ自己勝手ニ相任せ、宮下帰国モ聞届ケ其向キ否や申送り、且ツ又留主向ノ為筋モ不弁へ不返事、一同不埒之仕方如何成事ニ候哉、不都合之筋モ有之、送り兼候程之事モ候ハ、其向[キ]可申送ル管無、其意モ今日ニ至ル迄打捨置候段何事ニ候哉、早々可申送候、已ニ今日迄於当地ニ拙者偽ノ者相成、諸官員ニ対し面目ヲ失ヒ候程ノ場合立至リ、弥々(いよいよ) 相送り候事ニ候ハ、船ノ名飛脚屋ノ名前書[印]記シテ急即(速) 可相送ル候、何義不返事之所置いぶかしき(訝) 事ニ存候、且ツ留主中モ相頼置候与ハ乍申、余リ増長相過候仕方、不都合ならバ勝手次第いとま(暇) 遣しべく候間、社中与不[破]申、扱(さて) 外一人毎々ニ書状可被遣候、何儀有無返事早々伝言ニテ可申遣候、早々

七月廿四日午前 横山松三郎

社中一同

従先生方、右之通申來リ、」

「七月廿八日 天気 八十七度半

一、午前第七時半、宮下外出致し、同第十時過帰ル、正午前方竹藏無断何レニカ外出致し、帰期(きき) 不分、午後第十二時後、宮下向ヨリ楼上ニ來、(後略)」

註1：書付では「深尾吉真」ではなくて、なぜか「吉岡良邦」の名になっている。吉岡良邦は詳細不明。深尾吉真は一等郵便電信局長従六位勲六等。東京府の人で、明治21年頃は函館通信管理局監察官だった人。明治30年5月14日没。

【参考文献】

大植四郎編『明治過去帳(物故人名辞典)』(東京美術、昭和46年新訂版) p515

【原著私家版『国民過去帳 明治之巻』(尚古房、昭和10年12月発行)】

(※「㍊」は平仮名の「よ」と「り」の合字)

(森重和雄)